

実習船「海邦丸五世」第二種中間検査及び一般修繕履行にかかる 注意事項について

沖縄県立沖縄水産高等学校
校長 渡久山英雅
〔公印省略〕

実習船「海邦丸五世」第二種中間検査及び一般修繕業務を落札した者は、下記の内容を熟知し実施するとともに、契約内容の履行をお願いいたします。

- 1 修繕は、事前に配布した仕様書（船体部4枚、機関部2枚、燃料費・宿泊費1枚）に基づき施行すること。施工時に修繕や部品等の交換を必要としないと考えられるものについては、速やかに実習船担当者（甲板部・機関部・通信部。以下、同じ）と協議の上、変更内容を記載し学校担当者（実習船運営部主任・事務職員。以下、同じ）へ報告すること。その内容が性質上当然必要なものについて全て含むものとする。
また、船舶安全法に適合する方法で修繕を行わなければならない。
- 2 契約締結後は、実習船担当者及び学校担当者と入念な打ち合わせを行い、下記の書類を3部提出すること。その他実習船担当者や学校担当者から要求を受けた書類については、出来る限り作成すること。
 - (1) 修繕計画工程表
 - (2) 各部担当者及び作業者数、氏名一覧表
 - (3) 工場組織表
 - (4) 緊急時連絡体制網
 - (5) 修繕完了後の落成書
- 3 修繕変更、追加の修繕を要する事案が発生した場合は、速やかに実習船担当者と協議の上、学校担当者へ内容がわかる資料及び見積書を提出し、許可が下りるまでは施工を行ってはならない。
- 4 その日に施工する作業予定表を作成し、実習船担当者及び学校担当者へ提出すること。
また、作業開始前に実習船担当者と十分な打ち合わせの上、施工を開始すること。
- 5 その日に施工した修繕記録として作業日報（作業開始・終了時刻、修繕担当及び実習船担当者立会者氏名の記載など）を作成し、実習船担当者及び学校担当者へ提出すること。

- 6 施工記録として、施工前、施工中、施工完了の作業内容説明書に写真を添付し、実習船担当者へ提出すること。
- 7 検査においては S S 制度（国土交通省船舶検査緩和制度）を適用せず、全項目 J G 検査を受検できることとする。
- 8 検査ドックは本船及びメーカー立会のもと開放、復旧、検査を原則とする。また、メーカー立会に要する全ての費用については、契約業者負担とする。
- 9 使用材料、艤装品等はそれぞれの用途に適合した優良品であって、諸法規に合格したものであり、使用材料調書により監督員の確認を得た上で使用すること。また、特記のないものについては全て新品とし、日本工業規格などの規格にあうものとしなければならない。
- 10 本船支給品について、契約業者は受領書を作成するものとする。
- 11 本修繕による新替後の部品廃材等のうち、実習船担当者の指示のないことについては、契約業者において処理するものとする。
- 12 既設構造物、その他に契約業者の責任により損傷を与えたとき、機器類の性能を阻害したとき、または当修繕施工の都合上の取り壊しや移設を行うときは、実習船担当者の指示のもと契約業者の負担において復旧しなければならない。
- 13 上架時、機械開放時、修繕終了時は実習船担当者の検査を受けること。
- 14 施工時に部品、材料、塗料等の残りが発生した場合には実習船担当者へ報告し、残量書を作成し提出すること。また、塗料類については缶の使用前、使用後の缶の写真をそれぞれ撮影し、作業完了時に作業の状況がわかる説明書を提出すること。
- 15 当修繕において使用する塗料で特別に定めのないものについては、仕様書（船体部）に記載のものを参考に同等品質以上のものを使用するものとする。
- 16 実習船担当者及び学校担当者は、乗組員、実習生の人数に変動がある場合は速やかに連絡をしなければならない。その際、契約業者は連絡を受けた後迅速に対応することとする。
- 17 修繕対応した箇所（部分）について、通常使用時において 3 ヶ月以内に不具合が生じた場合は協議により対応する。※ 無償対応していただく場合もあり得る。